

農地の貸し借り契約を結びましょう！

契約を結ばずに農地の貸し借りを行っている方は**違法**です。

農地の貸し借りをを行う場合は、農地法もしくは農業経営基盤強化促進法による農地の耕作契約を結びましょう。

手続きをしないと様々な問題が発生します！

- 1 農地の貸し借りで正規の手続きをしていないと「賃借権の時効取得」により借り手（耕作者）の財産となってしまうことがあります。
※ここ数年時効取得により取得しているケースが多々発生しております。
- 2 農地を返してほしい時に返してくれない。
- 3 相続が発生した場合、誰に貸しているか・誰から借りているかわからない。
※貸し手・借り手が死亡しても農地の貸し借り契約は継続されます。（ただし、使用貸借における借り手の死亡は除く。）
- 4 契約がない圃場では、様々な助成制度を受けられない。

安心して農地の貸し借りを！



◇利用権設定とは……？

農業経営基盤強化促進法に基づき、農地の貸し借りであり、町が手続きを行います。

貸し手と借り手との間で決めた期限が来れば、貸し手には、離作料※を支払うこともなく、農地は自動的に返還されます。また、借り手は、貸借期間中安心して耕作できます。

※離作料…

地主側が主導して貸し借りの解消を望む場合において、耕作者の権利放棄の対価として金銭補償（離作料）がなされること。

利用権を設定するには、貸し手、借り手、農地の状況、設定期間、権利の種類など契約内容をお聞きし、町が「農用地利用集積計画書」を作成し、貸し手、借り手が押印後、農業委員会総会にて承認され、告示後契約となります。

まずは農業委員会（産業課農政部門）までご相談ください。

問合せ先
産業課 農政部門 33-2121